

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和4年4月28日付けで行った文書「1. にじの丘学園の経営方針に「応用力・対応力を身につけさせ」とある。ここに言う「応用力」「対応力」の定義が分かる文書。2. 右「応用力・対応力を身につけさせる」ことに関して、『にじの丘学園教育プログラム』等で、「個別に記録・指導を行います」としている。「個別の記録」に関する記録様式、記録方法、その他記録に関する教職員間の確認事項等々、すべての文書。3. 右「応用力・対応力を身につけさせる」との点について、2021年度にじの丘学園で、どのような場で（例えば、〇月〇日の現職教育の場で）、いかなる検討・研究・報告等がなされたのか分かる文書。」の開示請求に対し、瀬戸市教育委員会（以下「処分庁」という。）が令和4年6月6日付け4瀬学教第295-1号で行った公文書不開示決定の処分については妥当である。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和4年4月28日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和4年6月6日付け4瀬学教第295-1号で行った公文書不開示決定の処分について、不開示（文書不存在）とされた公文書の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア にじの丘学園における「応用力・対応力」の指導については、経営方針にも掲げられ、また「にじの丘学園パンフレット」にも記載されており、にじの丘学園の教育の大きな柱の一つである。

イ 「応用力・対応力」の定義もされておらず、個別に記録、指導すると言いながら記録に関する文書もなく、更に教職員間の検討記録もないなどということは信用できるものではない。

ウ 以上、開示請求対象文書は必ず存在し、開示されなければならない。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 応用力、対応力という用語は一般的な意味で用いており、特別な定義を記した文書を作成していない。また現職教育等の場でも、これらに特化した資料等は作成をしていない。

(2) にじの丘学園教育プログラムにおいては、にじの丘学園の開校に向けて、教育実践

のイメージとして「個別に記録・指導を行います」と記載しており、現に様々な活動において、個別に記録及び指導をしている。しかし、審査請求人が求める「応用力・対応力」に特化した個別の記録は行っていない。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張する文書は存在せず、開示することはできない。

4 審査請求に係る経過

令和4年 4月28日 審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和4年 5月10日 処分庁は公文書開示決定等期間延長通知書を送付
令和4年 6月6日 処分庁は公文書不開示決定をし、通知書を送付
令和4年 6月9日 審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和4年 7月22日 審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和4年 8月3日 処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和4年 8月22日 審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和4年 9月2日 審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和5年 2月14日 審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和5年 8月15日 審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和5年10月13日 第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

にじの丘学園教育プログラムに記載されている「応用力・対応力」については、平成31年3月に開催された開校準備委員会においても委員長等から言及があり、特に反対意見もなく方針として確定している。その後、ホームページやパンフレット等随所に記述があり、現在もそれらは公開、配布されていることから「応用力・対応力を身につける」という方針は今も変わっていない。

また、教育長が各校長に学校経営案提出に係る注意事項を文書で出しているが、その文書には愛知県教育委員会の文書が添付されている。添付文書の中で愛知県教育委員会は、学校経営案とは、「校長が学校の経営方針を教職員や外部に示すものであり、教職員はこれにより教育活動を推進するもの」としている。そして、全教職員の十分な検討により毎年改善していくものとされている。

「応用力・対応力」については学校経営案にも記述があるが、「全教職員の十分な検討」をする上で、今まで見たこともない「応用力・対応力」の記述があれば、現場では絶対に議論になっている。

以上のことから、処分庁は、開示請求に対して、内容的に頼りない文書しか作成していなかったため、開示をしなかったのではないかと考えており、文書は必ず存在すると考えている。

(2) そこで、本審査会は、次のとおり調査し、審査を行った。

ア 「応用力・対応力」は、教育現場において特別な言葉であり、定義付けをしなければ教職員は指導できないと請求人は主張するが、教職員の受け止めはどうかを確認した。

処分庁によると、当時の教職員は、「応用力・対応力」について、飽くまでも一般的な言葉として捉えていたとの説明であった。そして、「応用力・対応力」は、その先の「協働型課題解決能力」を身につけるための手段であり、「応用力・対応力」の定義を追求するよりも、「協働型課題解決能力」の定着をどのように実現するかを教職員間で議論を重ねていたとの説明であった。

イ パンフレットにおいて、「応用力・対応力」を「個別に記録」とされているが、どのように記録をしているかを確認した。

処分庁によると、「応用力・対応力」に特化した記録様式を用いておらず、総合的な学習における記述評価のほか、様々な教科で記述評価により記録をしているとの説明であった。

ウ 「応用力・対応力」の評価を記述により記録していくことについて、教職員間で意識共有をするために何か文書が必要ではないのかを確認した。

処分庁によると、文書等による意識共有をしなくても、特に総合的な学習は5段階評価ではなく記述評価であるため、そこを中心に記述評価により記録をしていくことは理解できるとの説明であった。

エ したがって、本審査会としては、これ以上調査することが困難であるので、存在するはずであると審査請求人が主張する「1. にじの丘学園の経営方針に「応用力・対応力を身につけさせ」とある。ここに言う「応用力」「対応力」の定義が分かる文書。2. 右「応用力・対応力を身につけさせる」ことに関して、『にじの丘学園教育プログラム』等で、「個別に記録・指導を行います」としている。「個別の記録」に関する記録様式、記録方法、その他記録に関する教職員間の確認事項等々、すべての文書。3. 右「応用力・対応力を身につけさせる」との点について、2021年度にじの丘学園で、どのような場で（例えば、○月○日の現職教育の場で）、いかなる検討・研究・報告等がなされたのか分かる文書。」については存在しないという結論に至った。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。